

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第14回）

議事要旨

日時：令和元年6月11日（火曜日）15:00～17:00

場所：経済産業省別館1階104共用会議室

出席者

三木座長、青柳委員、岩本委員、梶屋委員、川上委員、藤原委員、松本委員、三浦委員、渡邊委員

議題

整合規格案の確認について

議事概要

今回確認する整合規格案（25規格）について、事務局より資料を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第12に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・JISC8285（工業用プラグ、コンセント及びカプラ）（資料4-2）について、簡条30.2部分に、「この規格の適用範囲のアクセサリ」とあるが、なぜ限定した書き方になっているか、という指摘があった。当該JIS規格の簡条1適用範囲に「主として、屋内又は屋外の工業用のプラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラ（以下、アクセサリと総称する）について規定する」と規定されており、当該JIS規格に該当する製品全てが対象である旨回答した。
- ・JISC9335-2-204（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-204部：床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求事項）（資料2別添2）について、「適用範囲に従来含まれていた0.5㎡を超える電熱マットについて、国内需要がなくなった状況を踏まえ削除」とあるが、0.5㎡を超える電熱マットは市場に流通していないのか、という指摘があった。生産状況について確認し、後日回答することとした。
- ・JISC8281-2-1（家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ-第2-1部：電気スイッチの個別要求事項）（資料4-11）の第15条関係（始動、再始動及び停止による危害の防止）において、第1項（始動）及び第3項（動作の停止）部分が非該当であるのに対し、なぜ第2項（再始動）だけ該当となるのか、という指摘があった。当該JIS規

格の箇条 13.101 に「・・・電子スイッチに使用するカットアウトは、非自己復帰型のものでなければならない。」とあり、再始動しないような構造を要求しているため、第 15 条第 2 項の技術基準に該当する旨回答した。

- ・ JISC8284（電気アクセサリ―家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール）（資料 2 別添 2）の主な改正内容として「故意に作った弱い部分の構造要求を追加」とあるが、「故意に作った弱い部分」の意味がわかりにくい、という指摘があった。当該 JIS 規格に定義があり「この規格への適合を損なうおそれのある状態の発生を防ぐため、過負荷又は異常状態の下で電流を遮断するもので、抵抗器、コンデンサ、温度ヒューズなど」である旨回答するとともに、JIS 原案作成者にわかりやすい表現にするよう伝える旨回答した。
- ・ JISC8282-1（家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第 1 部：一般要求事項）（資料 2 別添 2）について、プラグの耐トラッキング性の要求事項は対応国際規格には規定されていないとのことだが、トラッキングは日本だけ起こる現象ではないにもかかわらず、なぜ IEC 規格に規定がないのか、という指摘があった。海外のプラグはほこりがたまりにくい形状であると認識しており、日本の電安法では、耐トラッキング性にかかる安全基準を高くしている旨回答した。
- ・ JISC9335 シリーズの規格は、2014 年に通則が改正され、2016 年に個別要求事項の対応国際規格が改正され、2019 年に対応 JIS が改正され、その後整合規格化されるというは随分遅い印象である、という指摘があった。以前より海外から遅いとの要望はあり、昨年には工業標準化法が改正し、さらに迅速化するような仕組みになる旨回答した。

#### 問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201